

第2号様式（第3条関係）

令和8年度 臨床心理相談員 募集要項

職務内容	<p>鹿児島県職員のメンタルヘルス対策に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談の対応に関すること ・職場復帰支援に関すること ・ストレスチェックによる高ストレス者への支援に関すること ・メンタルヘルス不調者のラインケアへの支援に関すること ・地区衛生管理者等に対する指導助言に関すること ・その他付帯する業務
募集人員	3人
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨床心理士、精神保健福祉士、公認心理師のいずれかの資格を有すること 2 職務内容や同内容に類似する業務の実務経験があること 3 パソコンの基本操作（電子メール、文書作成、表計算等）ができること 4 県内（離島を含む）への出張が可能であること <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務日数 原則として月20日以内 2 勤務日 月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。 ※ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日には勤務日を割り振りません。 3 勤務時間 午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時まで休憩時間、勤務時間6時間30分）又は午前11時から午後6時30分まで（午後1時から午後2時まで休憩時間、勤務時間6時間30分） ※ 所定勤務時間を超える勤務 有（業務都合により、勤務時間の割振りを変更する可能性や時間外勤務が発生する可能性があります。） 4 休暇 年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）
勤務地	鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県総務部総務事務センター 県庁行政庁舎1階
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。
給与支払日	原則として毎月7日（毎月末日締め切り翌日支払）
給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本となる給料又は報酬 日額：10,980円 2 期末手当及び勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 3 通勤手当（通勤にかかる費用弁償） 一定の要件を満たす場合に支給されます。

退職金制度	無
加入保険等	雇用保険、厚生年金保険、健康保険（地方職員共済組合の短期給付適用）、災害補償制度の適用あり。
住宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。），職務経歴書に応募資格を証する書類を添えて、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。 ・応募期限：令和8年2月10日（火）※午後5時まで ※郵送の場合も同日時必着とします。 ・順次、面接日時等を連絡します。 ・採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 ・選考の経過などについての問合せには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。 ・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 ・勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、翌年度及び翌々年度において、公募によらず面接及び勤務成績により選考を行い、再度任用されることもあります。 ・原則、敷地内喫煙です。（喫煙は、特定屋外喫煙場所のみ可能です。） ・マイカー通勤は可能ですが、駐車場は自己確保・自己負担となります。

書類提出先及び問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県総務部総務事務センター
担当 堤田（ツツミダ）

TEL 099-286-5648